

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

地域福祉は、市民参加により成り立つものです。少子高齢化や都市部への人口集中の進展で、家庭や地域の姿も変わりつつありますが、地域活動や住民相互の交流を通して地域のきずなを深めるとともに、困っている人や生活課題を抱えている人に、住民同士が互いに手を差しのべあい、ささえあえる地域づくりがまさに必要な時代となっています。

市民が快適で潤いのある暮らしができるよう、身近な生活空間の整備を図りながら、環境や安心、安全への配慮を進め、子どもから高齢者までのすべての世代において、やすらぎとふれあいが真に実感できる、住みたくなる、住み続けたい中央市を創り上げることを目指しています。

地域福祉の推進で取り扱う領域は、【意識・人づくり】、【ネットワークづくり】、【仕組み・体制づくり】、【生活環境・基盤づくり】と、短期間での成果が得られにくく、中長期的な視点に立って、地道に継続して推し進めなければならないテーマばかりです。

そのため、第2次地域福祉計画においても、第1次地域福祉計画の基本理念である“**やすらぎとふれあいが実感できるまち 中央市**”を継承し、地域社会を構成する市民や自治会、ボランティア団体などの地域組織、民間事業者、中央市社会福祉協議会、及び中央市（行政）の協働のもと、地域福祉の課題をお互いにささえあいながら解決し、誰もが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らせる地域福祉を推進していきます。

～ 基 本 理 念 ～

**やすらぎとふれあいが
実感できるまち 中央市**

2 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 住民主体の地域福祉活動を進めるために【意識・人づくり】

地域福祉を推進するためには、地域住民一人ひとりが、“福祉“は、高齢者や障がいのある方、子育て世帯だけのものではなく、すべての人に関わっていることを認識しなければなりません。そのために、学校教育や生涯学習の機会を通じて、子どもから高齢者までのあらゆるライフサイクルにおいて、人権尊重や男女共同参画の考え方などを広く知ってもらい、福祉への関心を高めていきます。

また、持続的かつ多様な地域福祉活動を展開していくためには、担い手となる人材の確保と育成が不可欠です。地域福祉の考え方は、すべての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、“お互いさま”の精神の上に成り立っています。この精神の浸透を図るとともに、様々なテーマにおける地域福祉活動の促進や、若い世代などの新たな層を対象とした地域福祉活動の担い手の育成などにより、地域福祉活動の推進主体の裾野の拡大を目指します。さらに、その中で地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンの育成に努めます。

基本目標Ⅱ 地域の中でささえあい・助けあうために【ネットワークづくり】

地域で発生する福祉課題を予防・発見・解決するためには、その基盤として地域住民同士が日常的に交流し、“つながり”があることが必要な要素です。今回のアンケートでは、「普段、近所とほとんどつきあいがいい」割合が、5年前よりも10ポイント増加するなど、地域社会におけるつながりが、以前よりも希薄になりつつある傾向がみられました。地域において、住民のみんなが、隣近所のちょっとした変化・異変に気づき、ささえあうことができる体制づくりとともに、地域課題に対応していくために、地域福祉に関わるものが今まで以上に連携を強化し、地域福祉のネットワークの構築を目指します。

また、地域福祉を推進する際の行動指針の考え方である【自助、共助、公助】の中で、“共助”については、他者に支援を求めることから、地域住民や地元企業・事業所、団体・機関などとのつながりなしでは上手く機能しません。そのため、日頃から地域活動や交流機会などに参加することで、地域におけるつながりを持つことができるよう、機会の充実や参加しやすい配慮などを進めていく必要があります。特に、社会福祉協議会と協働で地域福祉を推進していくことから、社会福祉協議会の認知を高めたり、活動を支援したりしていきます。さらに、行政として、より迅速で適切な支援ができるよう、福祉・保健・医療などの専門機関との連携を強化していきます。

基本目標Ⅲ 誰もが適切な福祉サービスを利用するために【仕組み・体制づくり】

地域福祉には、地域住民の取組みが大きな役割を果たしますが、行政としても地域住民の取組みを支援するための施策や事業を実践し、地域福祉の推進を図っていきます。

現在、介護保険サービスをはじめ、障がいのある人や児童などを対象とした様々な公的サービスがありますが、サービスの種類や利用条件、利用方法などがわかりにくいという声もあり、地域住民に各種サービスが十分に活用されていないことがうかがえます。そのため、SNS*の活用を検討するなど、様々な媒体・手段で必要な情報が提供できるよう情報提供の充実を図るとともに、サービスの利用につながるように相談体制の充実に努めます。さらに、よりきめ細かな対応が求められる生活困窮者の自立支援や虐待防止等の権利擁護についても対策を講じていきます。

基本目標Ⅳ すべての住民が安心・安全を実感できるように【生活環境・基盤づくり】

すべての人が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送るためには、安心・安全な生活環境が整っていることは重要な要素となります。安心・安全を確保するためには、いつ起こるかわからない災害に日頃から備えたり、地域における犯罪を許さないという意識のもと、日頃から地域ぐるみで気をつけたりするなど、地域社会が一体となって孤立防止や防災・防犯活動に取り組むことで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

さらに、犯罪や事故を未然に防ぐ取組みを行ったりすることだけでなく、日常的に暮らしやすい環境も必要です。ユニバーサルデザイン*やバリアフリー*という考えもかなり浸透してきたものの、地域における施設や道路には未だに利用しにくい状態のものもあることから、引き続きユニバーサルデザインの視点でのまちづくりを進め、高齢者や障がいのある方、子どもなど、誰でも利用しやすい居住環境の充実に努めます。

* SNS：Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

* ユニバーサルデザイン：障がいのある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

* バリアフリー：すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべてのバリア（障壁）を除去すること。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
やすらぎとふれあいが実感できるまち 中央市	住民主体の地域福祉活動を進めるために 【意識・人づくり】	(1)福祉意識・人権尊重の啓発
		(2)福祉教育の充実
		(3)地域の福祉活動を担う人材の確保・リーダーの育成
	地域の中でささえあい・助けあうために 【ネットワークづくり】	(1)市民協働の地域福祉活動・ボランティア活動の推進
		(2)地域福祉を推進する多様なネットワーク体制の構築
		(3)社会福祉協議会の育成・支援
	誰もが適切な福祉サービスを利用できるために 【仕組み・体制づくり】	(1)情報提供体制の充実
		(2)気軽に相談できる体制の充実
		(3)福祉施策・事業の推進
		(4)生活困窮者等への自立支援
	すべての住民が安心・安全を実感できるために 【生活環境・基盤づくり】	(1)防犯・防災対策の推進
		(2)地域で安心して暮らせる生活基盤の整備

主 要 施 策

①福祉に対する関心の向上

②人権尊重の普及啓発

③男女共同参加意識の普及啓発

①学校教育における福祉教育の充実

②地域社会における福祉教育の充実

①地域活動の担い手となる人材の確保

②地域活動におけるリーダーの育成支援

③ボランティア活動に参加する人材の確保・育成

④民生委員児童委員の活動支援

⑤社会福祉事業に携わる人材の確保

①地域における交流機会の充実

②ボランティア活動への支援

③活動拠点の充実

④地域での見守りネットワークの構築

①地域ネットワークの構築と充実

②保健、福祉、医療の連携強化

①社会福祉協議会の周知

②社会福祉協議会の運営強化

①生活支援に関する情報提供体制の充実

②地域における情報共有体制の充実

①相談体制の充実

②身近な相談窓口の充実

①様々な生活支援の充実

②権利擁護・成年後見制度の利用促進

①生活困窮者への支援の充実

①地域ぐるみの防災・減災対策の推進

②地域ぐるみの防犯・交通安全対策の推進

①ユニバーサルデザインの推進